

法 学 号 外  
平成 29 年 4 月 10 日

各 私 立 学 校 長  
 (高・特)  
高等課程を置く各私立専修学校長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

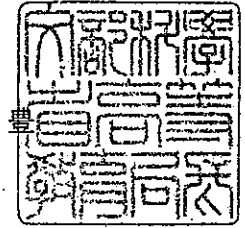
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp



29文科高第22号  
平成29年4月5日

各都道府県知事部局  
各都道府県教育委員会  
附属高等学校を置く各国立大学法人 御中  
各国公私立高等専門学校  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体

文部科学省高等教育局長  
常盤



(印影印刷)

独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実について（通知）

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する大学等奨学金事業の充実については、平成29年1月6日付け高等教育局学生・留学生課事務連絡「独立行政法人日本学生支援機構が実施する平成29年度以降の大学等奨学金事業について」及び平成29年2月1日付け高等教育局学生・留学生課事務連絡「独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金に関する概要について」にてお知らせしたとおり、平成29年度予算政府案において、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業に給付型奨学金の創設等が盛り込まれ、機構において制度実施の準備を進めていたところです。

このたび、平成29年3月27日に平成29年度予算が成立するとともに、同月31日に独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案が成立し、給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など、機構が実施する大学等奨学金事業の充実が図られることとなりました。

このことを受け、別添1のとおり、新学期を迎えるに当たり、大学や専修学校等への進学を目指す生徒や保護者、学校関係者の方々に向けて、奨学金制度の充実に関する松野文部科学大臣からのメッセージがありますのでお知らせします。

なお、平成29年度以降の奨学金の新制度については、機構より別添2のとおり高等学校等に通知を発出しています。

都道府県知事部局におかれては、所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会並びに所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、附属高等学校を置く国立大学法人におかれては、管下の附属高等学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校に対して周知願います。



本件連絡先：高等教育局 学生・留学生課 奨学事業係  
TEL：03-5253-4111（内線：2521）

新学期を迎える生徒の皆さん、保護者の方々へ

入学、進級おめでとうございます。

新しい一年が始まりました。皆さんにとって節目となるこの時期に、私からメッセージをお送りしたいと思います。

皆さんが高校を卒業した後、大学や専門学校などへの進学を支援するため、文部科学省は日本学生支援機構を通じて奨学金事業を実施しています。その奨学金制度が、平成29年度から大きく変わることになりました。

今回、新たに返還不要の給付型奨学金が始まります。給付型奨学金は、経済的にとても厳しい状況にある生徒の進学を後押しするために創設するものです。この制度を使って、どんなに厳しい状況であっても、大学や専門学校などへの進学を希望する人には、あきらめずに進学を実現してほしいと考えています。

また、多くの人が利用する貸与型の奨学金も充実します。無利子の奨学金を受けられる人数を大幅に増やし、基準を満たす希望者全員を対象にするとともに、特に経済的に困難な家庭の生徒さんは成績に関わらず受けられるようにします。さらに、将来、奨学金を返すことを不安に思っている生徒さんもいると思いますが、今回新たに、大学などを卒業した後の年収によってひと月当たり返す金額が変わる制度も導入します。事情があって十分な収入を得られず、返すことが難しくなった場合には、さまざまな救済制度が用意されています。

高校3年生の春にこの奨学金の申込を受け付けます。高校3年生の皆さんは、先生や保護者の方とも相談し、内容をよく理解した上で、希望する場合は奨学金を申し込んでください。高校1・2年生、中学生の皆さんには、進学を目指して頑張る人をサポートするこうした制度があることを知ってもらい、勉学に取り組む励みにしてほしいと思います。

希望する進学を叶え、自らの可能性を広げることは、人生を豊かにするものです。誰もが希望すれば将来の夢に向かってチャレンジできる、私たちはそんな社会を作っていきたいと考えています。若き皆さんに期待しています。

保護者の方々におかれては、子供たちが未来に希望を持ち、進学に向けて頑張ろうとする意欲や努力をしっかりと支えていただきたいと思います。文部科学省としても、経済的な理由により子供たちが進学を諦めることのないよう、これからは家庭の教育費負担の軽減に取り組んでいきます。

文部科学大臣 松野博一

全ての学校関係者の皆様へ

学校の先生方におかれては、日頃から子供たちの教育に御尽力いただいていることに心より御礼を申し上げます。また、教育委員会や学校を支える地域の皆さまの御努力にも心より感謝いたします。

このたび、独立行政法人日本学生支援機構法が改正され、我が国の奨学金制度において初めて、返還不要の給付型奨学金制度が創設されました。経済的に特に厳しい状況にある住民税非課税世帯の子供たちを対象に、月額2～4万円を給付する制度が平成29年度から開始されることとなります。

また、平成29年度予算では、貸与型の奨学金制度も大幅な充実を行いました。無利子奨学金について、住民税非課税世帯の子供たちの成績基準を実質的に撤廃するとともに、これまで基準を満たしているにも関わらず予算上の制約で貸与を受けられなかった残存適格者を解消し、必要とする全ての子供たちが貸与を受けられるようにしました。加えて、卒業後の所得に返還月額が連動する所得連動返還型奨学金制度も導入することとなりました。

この背景には、子供たちの貧困の問題があります。家庭の状況によって大学や専門学校への進学率には差異があり、貧困世帯の子供たちは進学を躊躇したり諦めたりしてしまう現状が生じていると考えられます。このため、家庭の経済事情により進学を断念せざるを得ない子供たちを生まないように、高等教育段階の教育費負担の軽減に向けた新たな対応が求められてきました。

今回の給付型奨学金制度は、こうした進学を断念せざるを得ない状況にある生徒の進学を後押しするために創設するものです。あわせて、多くの学生が利用する貸与型奨学金制度についても、無利子奨学金の充実や所得連動型制度の導入などにより、経済的に困難な状況にある世帯の子供たちの進学を広く後押しできるものと考えています。

学校教育に携わる皆様におかれては、これまでも奨学金をはじめとする経済的支援策について、保護者や生徒に対する周知を行い、進学支援に努めてきていただいたことと思いますが、今回の制度改正を受け、より一層の周知・支援の充実を図っていただきたいと考えています。

特に、低所得世帯の子供たちの進学については、その保護者に対する啓発が重要となります。進学を希望する生徒にとっては、大学や専門学校での教育を受けることが子供たちの将来の可能性を広げ、その後の人生を豊かにすることにつながることに、様々な機会を通じて保護者への説明に努めていただくようお願いいたします。

もちろん、高校段階卒業後に就職する進路を選択することを否定するものではありません。それぞれの生徒の実情に応じて、各学校で適切な指導を行っていただければと考えています。

高等教育への進学のための支援については、奨学金制度のみならず、各大学等が実施する授業料減免や社会福祉協議会等が実施する貸付金制度、各自治体や民間企業等が実施する給付型奨学金など、様々な制度があります。これらの制度については、昨年12月に文部科学省がとりまとめた「高等教育進学サポートプラン」を御確認いただくようお願いいたします。

また、平成29年度から、日本学生支援機構において「スカラシップ・アドバイザー事業（仮称）」を実施することを予定しています。これは、進学のための資金計画について、返還を含めた適正な奨学金の利用への理解を促進するための助言を行う者を各学校等に派遣するものであり、各学校での説明会等でぜひ活用いただきたいと考えています。その他にも新制度の周知・広報のための様々な取組を予定しており、詳細が決まり次第お知らせいたします。

新制度の実施に当たっては、給付型奨学金の対象者の選定のための推薦基準を各学校で作成いただくなど、これまでの奨学金事務に加えて新たな業務をお願いすることとなります。一方、近年の社会情勢の中で、子供の貧困や高等教育への進学機会の確保が重要な課題となってきた状況に鑑み、各学校における低所得世帯の子供たちへの支援については、格段の御理解・御配慮をいただくようお願い申し上げます。文部科学省及び日本学生支援機構としても、学校現場での負担が極力抑えられるよう、制度の運用に当たって配慮してまいります。

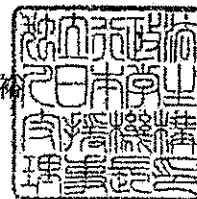
生徒へのメッセージで言及した通り、誰もが希望すれば将来の夢に向かってチャレンジできる社会を作っていくことが、これからの日本にとって極めて重要な課題であり、我々に課された使命であると考えています。教育関係者皆様の御支援・御協力を心よりお願い申し上げます。

文部科学大臣 松野博一

学支企第4号  
平成29年4月5日

各  
高等学校長  
中等教育学校長  
特別支援学校長  
高等課程を置く専修学校長  
殿

独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 遠藤 勝祐



(印影印刷)

平成29年度以降における奨学金の新制度について (通知)

本機構奨学金事業につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本機構では、これまでも奨学金制度の拡充や周知等に努めてまいりましたが、この度、平成29年度予算及び独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案が成立し、大学等への進学者に対する奨学金制度の大幅な拡充が図られることとなりました。これらの制度の拡充は、特に、経済的な理由により進学が困難な状況にある者の進学を一層後押しするために実施するものです。

具体的には、別紙のとおり、従来から実施している貸与型奨学金に加えて、新たに「給付型奨学金」を創設するとともに、「第一種奨学金の拡充（低所得世帯の生徒についての成績基準の実質的撤廃等）」や「所得連動返還方式の新設」等を進めることとしております。

詳細については、別途、近日中にご連絡いたしますが、まずは別紙を参照の上、新制度についてご理解いただくとともに、生徒に対して、添付のチラシ等を活用して周知・広報に努めていただくようお願いいたします。

各学校及びご担当者様には、日頃のご協力に改めて感謝申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 企画課

TEL : 03-6743-6719 FAX : 03-6743-6679

平成29年度以降における「奨学金の新制度」について

奨学金の申込みを希望する生徒に対しては、新制度についての情報が行き渡るよう丁寧な周知・説明をお願いいたします。

以下、平成29年度以降における「奨学金の新制度」について、概要を説明いたします。

I. 生徒配付用チラシ

生徒への説明にあたり、添付の「生徒配付用チラシ（後日、給付奨学金案内とともに、郵送いたします。到着予定：4月中旬）」を活用してください。

当機構ホームページも参照するよう、生徒へご指導をお願いします。

II. 新制度の概要

1. 給付型奨学金

**趣旨・目的** 経済的理由により進学が極めて困難な者に対して、返還不要の給付型奨学金を支給し、大学等への進学を後押しする。

**対象者** 平成30年度以降に、大学・短期大学・高等専門学校（4年次）・専修学校専門課程に進学（進級）する高校3年生

**申込・推薦** 生徒は、在学する高等学校等を通じて申し込みます。申込み受付後、高等学校等から機構へ推薦。

**推薦枠** 別途、本機構から各高等学校へ推薦枠を示します。

**推薦基準** 別途、本機構より提示するガイドラインを踏まえ、以下の要件を最低水準として各高等学校等の教育目標や実情を勘案した上で、各高等学校等において策定。

<家計> 以下のいずれかに該当すること。

- ① 住民税非課税世帯（家計支持者が住民税（所得割）非課税であること）
- ② 生活保護を受給していること
- ③ 社会的養護を必要とする人

<学力・資質> 以下のいずれかに該当すること。

- ① 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

※1 他に、<人物><健康>の要件もある



## 給付月額

進学先	国立（※2）		公立		私立	
	自宅	自宅外通学	自宅	自宅外通学	自宅	自宅外通学
大学等（※2）	2万円	3万円	2万円	3万円	3万円	4万円

※2 大学等とは、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程のこと

※3 社会的養護を必要とする人は、一時金 24 万円が支給されます。

※4 国立の大学等に進学して、授業料の全額免除を受ける場合は、給付金額が減額されます。（自宅外通学：3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円）

## 2. 第一種奨学金制度の改正（平成 29 年度以降進学者又は採用者より）

## (1) 低所得世帯に係る学力基準の実質的撤廃（平成 29 年度進学者から適用）

## 趣旨・目的

経済的理由により進学が極めて困難な者に対して、大学等への進学を後押しすることを目的として、評定平均値 3.5 以上の要件を実質的に撤廃し、必要とする全ての者が第一種奨学金を利用可能とする。

## 基準

以下の①及び②のいずれにも該当すること

- ① 家計支持者が住民税（所得割）非課税であること（生活保護受給世帯も対象）
- ② 以下のいずれかに該当し、高等学校等から推薦される者
  - ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること。
  - ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること。

## その他

高等学校段階での「予約採用」と、大学段階での「在学採用」のどちらでも申し込むことができます。

※ 住民税（所得割）非課税であれば、家計基準に合致していることとします。

推薦手順等は、別途推薦依頼の通知等でお知らせします。

## (2) 第一種奨学金の貸与人数の拡大

平成 29 年度から、第一種奨学金の貸与人数を大幅に増やし、基準を満たす希望者全員が貸与を受けることができるようになりました。

## (3) 機関保証料の引き下げ（平成 29 年度採用者から適用）

貸与型奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）において機関保証制度を選択すると、奨学金振込み時に保証料が差し引かれますが、平成 29 年度採用者から、その保証料が引き下げられます。

（例：月額 5.4 万円借りた場合、差し引かれる保証料月額が 2,269 円から 1,928 円に引き下げ）

以下、保証料月額一覧表

学校種	区分		貸与月額	貸与月数(月)	保証料月額	保証料月額
	設置者	通学形態			現行	引き下げ後
短期大学 専修学校 専門課程	共通	自宅・自宅外共通	30,000円	24	828円	703円
	国・公立	自宅通学	45,000円	24	1,606円	1,365円
		自宅外通学	51,000円	24	1,820円	1,547円
	私立	自宅通学	53,000円	24	1,892円	1,603円
		自宅外通学	60,000円	24	2,297円	1,952円
大学	共通	自宅・自宅外共通	30,000円	48	1,114円	947円
	国・公立	自宅	45,000円	48	1,782円	1,515円
		自宅外	51,000円	48	2,143円	1,821円
	私立	自宅	54,000円	48	2,269円	1,928円
		自宅外	64,000円	48	3,137円	2,666円

(4) 貸与月額の新設（平成30年度進学者より）

それぞれの状況に応じ必要な金額を貸与できるよう、貸与月額を新設（網掛け部分）。また、家計支持者の年収が一定額以上の方（目安：本人、父、母及び中学生の4人世帯で年収686万円を超える場合）は、各区分の最も高い貸与月額以外からの選択となります（太枠部分）。

進学先	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円
		40,000円	40,000円	50,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

(5) 新たな返還方式の新設（所得連動返還方式）（平成29年度採用者から適用）

**趣旨・目的** 卒業後の返還について、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還方式」を選択することが可能。  
所得が低い時期であっても、所得に応じて無理なく返還することが可能です。

**保証制度** 所得連動返還方式を選択するには、機関保証制度の加入が必須。

**返還月額** 貸与月額 54,000円（私立・自宅生）を借りた場合は、

- 定額返還方式 返還月額：14,400円
- 所得連動返還方式 返還月額：所得に応じて返還

※ 添付の生徒配付用チラシをご参照ください。

3. 減額返還制度の拡充（検討中）

これまでの減額返還制度は、返還が困難な方の返還月額を1/2に減額する制度でしたが、平成29年度より、さらに1/3の減額幅を追加することを検討しています。

**対象者** 平成29年度以降の採用者で、「所得連動返還方式」を選択していない人 及び 平成28年度以前の採用者（既返還中の人を含みます。）

以上

# 日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ

## 給付型奨学金制度（平成29年度進学者より一部先行実施）

### 対象者

平成30年度以降に、大学・短期大学・高等専門学校（第4学年）・専門学校専門課程に進学（進級）する高校3年生等

### 申込方法

在学する高等学校等を通じて申し込みます。申込みには、高等学校等からの推薦が必要です。

### 推薦基準

次の基準を満たす必要があります。各高等学校等が推薦できる人数には限りがあります。

### 家計

家計支持者が住民税（所得割）非課税であること（生活保護受給世帯、児童養護施設等に入所している人も対象となります）

### 学力・資質

機構から提示するガイドラインに基づき、各高等学校等において基準を定めます。

### 給付月額（※1）

進学先の学校の設置者（国立、公立、私立）及び通学形態（自宅、自宅外）により異なります。

進学先	国立（※2）		公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 高等専門学校（4年生） 専修学校（専門課程）	2万円	3万円	2万円	3万円	3万円	4万円

※1 児童養護施設等に入所している人は、社会的養護を必要とする人として、一時金24万円を受給できます。

※2 国立の大学等に進学して、授業料の全額免除を受ける場合には、給付金額が減額されます。

（自宅外通学：3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円）

⇒申込方法等の詳細は、「平成30年度進学予定者用 給付奨学金案内」をご確認ください。

## 第一種（無利子）奨学金制度の改正（平成29年度以降進学者より実施）

### ① 低所得者世帯に係る学力基準の撤廃

低所得世帯の生徒を対象に、従来の成績基準（評定平均値3.5以上）を実質的に撤廃し、必要とする全ての生徒が第一種（無利子）奨学金を利用可能となります。

#### 要件

家計支持者が住民税（所得割）非課税であること（生活保護受給世帯も対象となります）

### ② 第一種（無利子）奨学金の貸与人数の拡大

これまで、予算の関係により、基準を満たしていても第一種奨学生に採用されない場合がありましたが、貸与人数を増やすことにより、基準を満たす希望者全員が貸与を受けることができるようになります。

### ③ 機関保証料の引き下げ

機関保証制度を利用した場合、奨学金振込み時に保証料が差し引かれますが、その保証料率が引き下げられます。（例 月額5.4万円借りの場合、差し引かれる保証料月額が2,269円から1,928円に引き下げとなります。）

⇒申込方法等の詳細は、「平成30年度入学者用 奨学金案内（国内大学等予約用）」をご確認ください。

平成30年度進学者用（2017.04）

# 第一種（無利子）奨学金制度の改正（続き）

## ④ 貸与月額の新設（平成30年度進学者より）

奨学金を希望する人が、それぞれの状況に応じ必要な金額を借りられるよう、選択できる貸与月額を増やします（網掛け部分）。また、家計支持者の年収が一定額以上の方（目安：本人、父、母及び中学生の4人世帯で年収686万円を超える場合）は、各区分の最も高い貸与月額以外の額からの選択となります（太枠部分）。

進学先	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円
		40,000円	40,000円	50,000円
				40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
短期大学 高等専門学校（4・5年生） 専修学校（専門課程）	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円
		30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

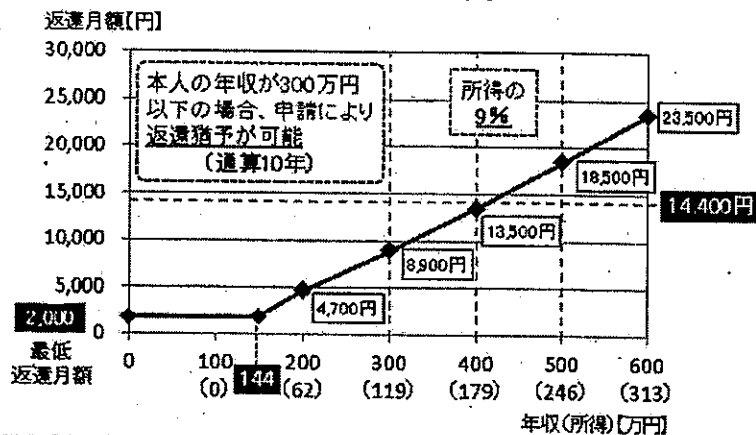
## ⑤ 新たな返還方式の新設（所得連動返還方式）

卒業後の返還について、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還方式」を選択することができます。所得が低い時期でも、所得に応じて無理なく返還することが可能です。

※ 第二種（有利子）奨学金の返還は、「定額返還方式」（毎月の返還額が一定）のみとなります。

・ 所得連動返還方式を選択するには、  
機関保証制度の加入が必須です。

・ 月額5.4万円（私立・自宅生）を借りた場合  
（右図参照）  
定額返還方式：返還月額14,400円  
所得連動返還方式：最低2,000円からの返還  
（年収144万円以下の場合）



⇒ 申込方法等の詳細は、「平成30年度入学者用 奨学金案内（国内大学等予約用）」をご確認ください。

## 減額返還制度の拡充（検討中）

これまでの減額返還制度は、返還が困難な方の返還月額を1/2に減額する制度でしたが、平成29年度より、さらに1/3の減額幅を追加することを検討しています。

### 対象者

平成29年度以降の採用者で、「所得連動返還方式」を選択していない人 及び 平成28年度以前の採用者（既返還中の人を含みます。）

